

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
(建設労働法の一部改正)

1. 趣旨

(1) 成年後見制度の概要

- 成年後見制度は、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人（成年被後見人、被保佐人等）について、成年後見人、保佐人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入された制度である。

(2) 事業主団体の実施計画の認定等の制限

- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 法律第 33 号）において、成年被後見人及び被保佐人は、以下の事項が制限されている。
 - ① 事業主団体が実施計画の認定を受けること
 - ② 建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けること

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する政府の方針

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 11 条においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

- 政府としては、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断することができるよう、180 程度の法律を整備する法案を提出（平成 30 年 3 月 13 日閣議決定）。

2. 概要

- 成年被後見人又は被保佐人であることを理由として一律かつ絶対的に排除する現行の規定を改め、心身の故障等がある者の適格性を個別的かつ実質的に審査し、各事業に必要な能力の有無を判断する規定とするための見直しを行う。

(改正イメージ)【事業主団体の実施計画の認定】

改正後	改正前
心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うこと／心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの	成年被後見人又は被保佐人

(改正イメージ)【建設業務労働者就業機会確保事業の許可】

改正後	改正前
心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	成年被後見人又は被保佐人

※ 1 厚生労働省令には、「建設業務有料職業紹介事業を適正に行う／建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置の適正な実施／建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する方向で検討中。

※ 2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案において、建設労働法等を改正する。

3. 施行期日

公布の日から 3 か月経過後

参照条文

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）（抄）

（実施計画の認定）

第十二条 事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は当該事業主団体の構成員である事業主（以下「構成事業主」という。）が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置（以下「改善措置」という。）を一体的に実施するための計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 （略）

（欠格事由）

第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。

一～三 （略）

四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ （略）

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ハ （略）

（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）

第三十一条 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・二 （略）

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四・五 （略）